

北東アジア 非核兵器地帯の 創設に向けて



「非核兵器地帯」とは、核兵器の開発や製造、配備などを禁止し、核兵器による攻撃や威嚇も禁止された地域のことです。「非核兵器地帯」の住民は、核兵器の脅威にさらされることなく、安心して暮らすことができます。地球の南半球の陸地は、ほとんどすべて「非核兵器地帯」であり、地球全体に「非核兵器地帯」を広げていくことで、核兵器廃絶の大きな力となります。

日本非核宣言自治体協議会

核兵器廃絶への取り組み

Partnership

核兵器の廃絶には、核軍縮（核兵器保有国が核兵器の全廃を目指すこと）と、核不拡散（核兵器や関連技術・材料を世界に拡散させないこと）のふたつの方向からの取り組みが重要です。核不拡散条約（NPT）体制を中心とする国際社会の努力が進められていますが、核兵器保有国の核軍縮努力が不十分であるとして、非核兵器保有国からは包括的な核兵器禁止の法的枠組みを求める声が昨今ますます大きくなっています。

「非核兵器地帯」を広げる取り組みは、地域から核兵器禁止の規範意識を広げていくものであり、グローバルな核兵器禁止条約に向けた動きを強化することにつながります。



非核兵器地帯とは・・・

非核兵器地帯とは、一般的には複数の国家が条約を締結し、核兵器の開発、製造、取得、保有、使用などを禁止した特定の地帯のことです。その概念には、核兵器保有国が地帯内の国々に核攻撃することの禁止も含まれます。

核兵器は、人類が作りだしたもっとも破壊的で非人道的な兵器です。世界に存在する核兵器の数は減少傾向にありますが、偶発的な事故やテロなどを含め、核兵器が実際に使われる可能性はむしろ高まっているといわれます。また、その影響は国境を越え、世界規模で拡大する可能性があります。非核兵器地帯を創設する国際的な努力は、核兵器廃絶につながり、地域における安全な暮らしを求める市民の願いの実現にもつながります。



核を巡る情勢（略年表）

1945	アメリカが世界初の核実験 広島・長崎に原爆投下	1968	核不拡散条約（NPT）が署名開放
1949	ソ連 初の核実験	1970	NPT発効（日本署名）
1952	イギリス 初の核実験	1974	インド 初の核実験
1954	ビキニ水爆実験で第五福竜丸が被曝	1976	日本がNPT批准
1957	国際原子力機関（IAEA）設立	1995	NPT無期限延長決定
1960	フランス 初の核実験	1996	包括的核実験禁止条約採択・署名開放
1963	部分的核実験禁止条約発効	1998	パキスタン 初の核実験
1964	中国 初の核実験	2006	北朝鮮 初の核実験
		2016	国連総会、核兵器禁止条約交渉の開始を決定

非核兵器地帯の特徴

非核兵器地帯には、次の3つの重要な要素が含まれています。

1) 核兵器の不存在と不拡散

- 核兵器の開発、実験、製造、生産、取得、貯蔵、輸送（陸地、内水）に加え、他国による配備などの禁止

2) 消極的安全保証（NSA）

- 非核兵器地帯に対する核兵器保有国による核攻撃や、核攻撃による威嚇の禁止

3) 条約順守機構

- 核兵器の開発や、配備などがなされていないか検証する機構の設置

非核兵器地帯創設までの流れ

非核兵器地帯の創設には、特定の地域内にある複数の国が条約を結ぶことによって合意しなければなりません。

合意のための流れは次のようになります。

採択

各国の代表者（全権委員）が条約の成文に合意し、条約が採択されます。

署名

政府が条約の趣旨・条項に賛同し、将来的に条約を批准する意思があることを示します。法的には拘束されませんが、条約の趣旨に反することはしない義務が生じます。

批准

国家（議会）の承認（批准）により効力を生じます。これにより条約にある条項を守る法的義務が生じます。

さらに、議定書に消極的安全保証が条文化されている場合は、核兵器保有国による署名・批准によって、それが法的義務として確立されます。

用語「核兵器国」について

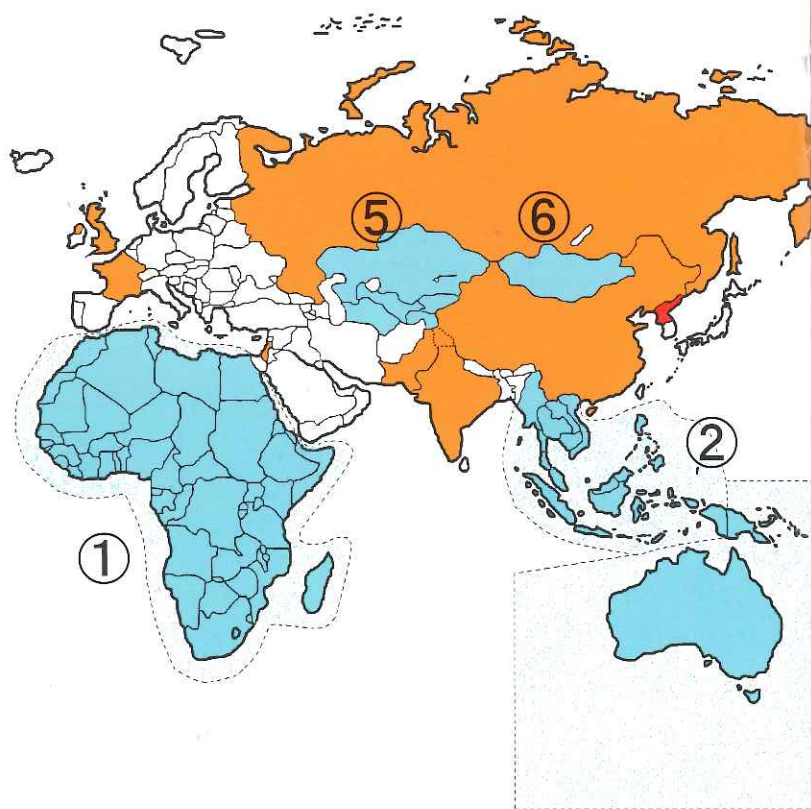
核兵器保有国のうち、核不拡散条約（NPT）で定められた5か国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国）のことを指します。

現在ある非核兵器地帯

世界には5つの非核兵器地帯が現存し、それぞれが国際条約によって規定されています。また、南極大陸は、一種の非核兵器地帯としての地位を獲得しており、モンゴルは、「一国非核兵器地位」を国際社会に認知させています。

現在、非核兵器地帯には、110以上の国・地域が含まれています。南極大陸を含めると、地球の陸地の50%以上が非核兵器地帯に属していることになります。とりわけ南半球では陸地のほとんどすべてが非核兵器地帯です。

加えて、中東地域をはじめ、新たな地域に非核兵器地帯を広げていくための国際努力が続いています。



1

ペリンダバ条約 (アフリカ非核兵器地帯条約)

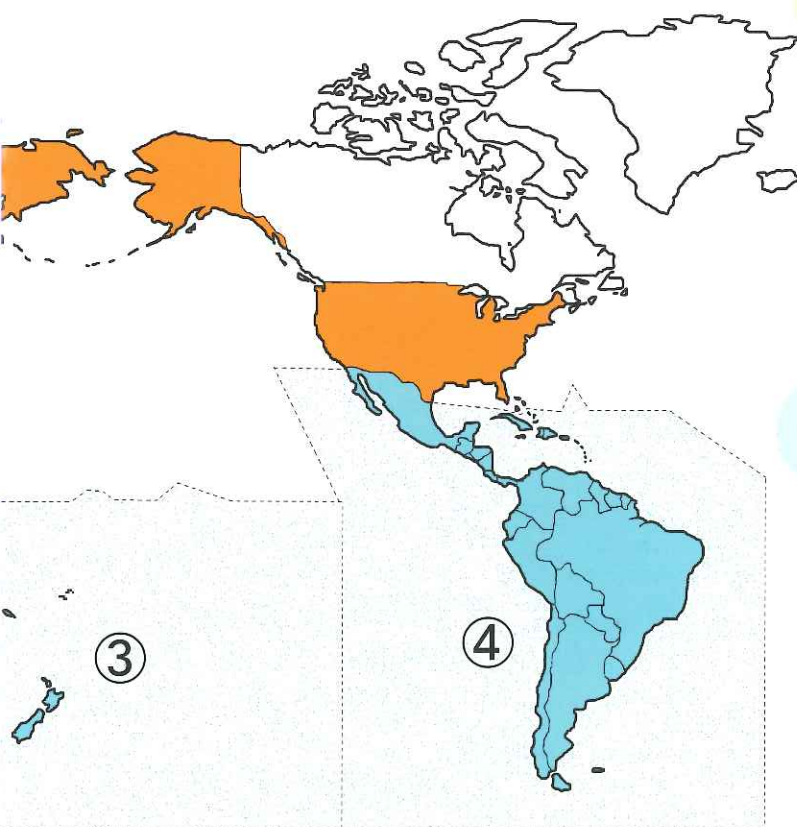
- 1961年、国連総会でアフリカの非核兵器地帯化が求められ、南アフリカ共和国の核兵器放棄とNPT加盟（1991年）により進展しました。
- 締結署名：1996年4月11日
- 発効：2009年7月15日
- 加盟国：50カ国が署名、39カ国が批准
- 核兵器保有国の対応：NSA（消極的安全保証）や核実験禁止を定めた議定書Ⅰ、Ⅱについて、中、仏、英、口は署名・批准、米は署名のみ行っていない（上院に承認要請中）。

2

バンコク条約 (東南アジア非核兵器地帯条約)

- ASEAN（東南アジア諸国連合）設立当初からの目的である「東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）構想」の一環として非核兵器地帯化が位置づけられていました。冷戦終結によって、非核地帯条約の締結へと進展しました。
- 締結署名：1995年12月15日
- 発効：1997年3月27日
- 加盟国：10カ国が署名、批准
- 核兵器保有国の対応：いずれの核兵器国もNSA（消極的安全保証）を定めた議定書に署名・批准していません。核兵器国と地帯内国家との協議が続けられています。

-  ・ ・ 非核兵器地帯
-  ・ ・ 核兵器保有国
-  ・ ・ 核兵器保有宣言国



3

ラロトンガ条約

(南太平洋非核地帯条約)

- 1966年から始まったフランスによる南太平洋地域における核実験を背景に、1975年の国連総会で南太平洋における非核兵器地帯設置を支持する決議が採択されました。
- 締結署名：1985年8月6日
- 発効：1986年12月11日
- 加盟国：13カ国・地域が署名、批准
- 核兵器保有国の対応：NSA（消極的安全保証）や核実験禁止を定めた議定書Ⅱ、Ⅲについて、米以外の核兵器国は署名・批准しています（米政府は上院に承認要請中）。

南極条約

- 締結署名：1959年12月1日
- 発効：1961年6月23日
- 加盟国：5つの核兵器国を含む53カ国

6

モンゴル非核兵器地帯地位

- 1998年12月4日、国連総会決議で一国の非核兵器地位を認知されました。
- 2000年2月3日、国内法制定。
- 2012年9月、5つの核兵器国がモンゴルの非核兵器地位を尊重し、それに背くようないかなる行動もとらないことを誓約する共同声明に署名しました。

5

中央アジア非核兵器地帯条約

- 1997年2月、中央アジア5カ国首脳会議声明（アルマトイ宣言）が非核兵器地帯構想を発表しました。
- 締結署名：2006年9月8日
- 発効：2009年3月21日
- 加盟国：5カ国が署名、批准
- 核兵器保有国の対応：NSA（消極的安全保証）を定めた議定書について、米以外の核兵器国は署名・批准しています（米政府は上院に承認要請中）。

4

トラテロルコ条約

(ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約)

- 世界初の非核兵器地帯条約。1962年のキューバ危機を契機に中南米地域の非核化構想が進展し、1963年国連総会においてラテン・アメリカの非核化を求める重要な決議が採択されました。
- 締結署名：1967年2月14日
- 発効：1969年4月25日
- 加盟国：33カ国が署名、批准
- 核兵器保有国の対応：NSA（消極的安全保証）を定めた議定書Ⅱについて、5核兵器国すべてが署名、批准しています。

北東アジア非核兵器地帯

一誰もが安心・安全に暮らせる「核兵器も核の脅威もない北東アジア」へー

世界各地で、新しい非核兵器地帯を創り出す努力が続けられており、南半球の陸地はほとんどすべて非核兵器地帯です。しかし、核兵器保有国のすべてが存在する北半球では、多くの国が自国を守るためには核兵器に依存した安全保障が必要だ、という主張を続けています。

日本、北朝鮮、韓国を対象とする北東アジア地域でも、非核兵器地帯創設に向け、様々な取り組みが進められています。2016年には北朝鮮が6度目となる核実験を行うなど、地域の安全保障環境においては厳しい状況が続いています。しかしこうした状況はむしろ、非核兵器地帯創設の必要性和緊急性を強調しているといえます。適切に考慮された非核化プロセスに北朝鮮が合意する可能性は十分にあります。研究者・専門家からも、非核兵器地帯構想の実現に向けた様々な困難を乗り越えるための新しいアイデアが多く出されています。

北東アジア非核兵器地帯の重要性

Significance

北東アジア非核兵器地帯の創設には次のような意義があります。

- 世界的な核兵器廃絶のアジアからの促進
- 「核の傘」に頼らない安全保障の確立
- 日本の核問題に対する不信の解消
- 地域や関係国間の信頼醸成の促進に貢献

市民と自治体：実現へ向けた取り組み

Efforts

北東アジア非核兵器地帯の創設へ向けては、様々な方面から働きかけが必要です。

- 世論の喚起
- 各国政府、国際機関への働きかけ
- 国会議員への働きかけ
- 国内外のNGO、アカデミア、専門家などとの協働
- 自治体間の連携（日本非核宣言自治体協議会、平和首長会議への加盟）

北東アジア非核兵器地帯への支持の広がり

Support

北東アジア非核兵器地帯を支持する声は国内外に広がっています。

2013年9月の国連総会で、モンゴル大統領が北東アジア非核兵器地帯の実現可能性などを検討する作業を「北東アジアの国々で行う準備ができている」と支持を表明しました。

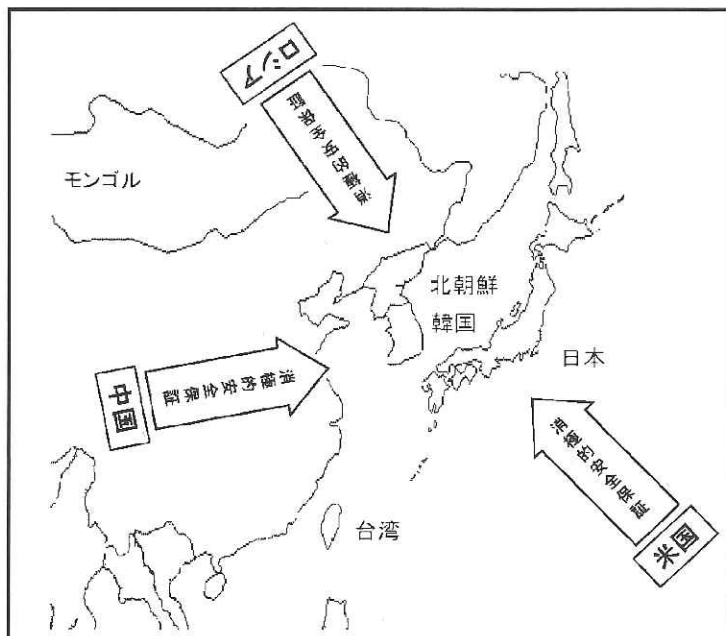
2014年4月には、広島・長崎両市長が540人を超える国内自治体首長の署名とともに、北東アジア非核兵器地帯の実現を求める声明を潘基文国連事務総長（当時）に提出しました。

また、2015年4月には、アンジェラ・ケイン国連軍縮問題上級代表（当時）が非核兵器地帯をテーマにした国際会議において、「可能性ある3つの地域」の一番目に北東アジアを挙げ、地域国家、市民社会、関係国際機関との協力を要請しました。

「3+3」 非核兵器地帯構想

1990年代半ば以降、研究者やNGOからさまざまな「北東アジア非核兵器地帯構想」の提案が出されました。その一つが「スリー・プラス・スリー（3+3）」の非核兵器地帯構想です。

構想では、韓国、北朝鮮、日本の3カ国が非核兵器地帯となり、この地域にかかわりの深い3つの核兵器国（米国・ロシア・中国）が国際法のもとで、地帯に含まれる3カ国に核攻撃やその威嚇を行わないと誓約し、安全を保証します。



2011年には、米国の著名な元政府高官が、この「3+3」構想を含む包括的な条約のアイデアを提案しました。この提案を受け、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）は、関係各国の専門家らとともに包括的アプローチを深める研究プロジェクトを立ち上げました。2015年に発表した提言をもとに、2016年秋には、北東アジア非核兵器地帯の実現に向けた「ナガサキ・プロセス」が始動し、地域の専門家らによる「北東アジアの平和と安全保障に関する専門家パネル」が設立されました。今後、専門家、政府関係者、自治体や市民との対話を重ね、地帯設立に向けた具体的な推進力となることが期待されています。

核兵器を巡る世界の状況（2016年6月現在）

核弾頭総数 約1万5千発（作戦配備数 約4千発）

核兵器の保有状況

アメリカ	7,000発	(作戦配備	1,930発)
ロシア	7,300発	(作戦配備	1,780発)
イギリス	215発	(作戦配備	120発)
フランス	300発	(作戦配備	280発)
中国	260発	(作戦配備	0発)
インド	100～120発		
パキスタン	～130発		
イスラエル	80発		
北朝鮮	～10発		

核不拡散条約
(NPT) が定義する
「核兵器国」

参考：長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）のデータより作成

日本非核宣言自治体協議会

非核宣言自治体とは、平和を希求し、核兵器廃絶や非核三原則の遵守などを求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体のことです。

日本非核宣言自治体協議会は非核宣言自治体が連携し1984年に設立されました。

「北東アジア非核兵器地帯」の実現に向けて日本政府を動かしていくには、大きな世論が必要です。全自治体の90%以上を占める「非核宣言自治体」の果たすべき役割は大きいのです。日本非核宣言自治体協議会は、核兵器廃絶への取り組みとして、非核兵器地帯の創設に向け各方面へ働きかけていきます。

【日本非核宣言自治体協議会 設立趣旨】

核戦争による人類滅亡の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼び掛け、その輪を広げるために努力する。

【日本非核宣言自治体協議会の活動】

- ・ 総会・研修会の実施
- ・ 総会におけるアピール文の決議
- ・ 核実験等への抗議
- ・ 地方ブロックごとの巡回原爆展の実施
- ・ 核兵器廃絶に関する情報・資料の収集や普及
- ・ 被爆クスノキ（長崎市）・被爆アオギリ（広島市）の苗木寄贈
- ・ 親子記者事業の実施
- ・ ホームページによる情報発信



ミニミニ原爆展

○協議会会員数及び非核宣言自治体数（2017（平成29）年2月1日現在）

都道府県市区町村別

	都道府県	政令指定都市	市	特別区	町	村	計
会員自治体数	1	8	181	7	109	17	323
宣言自治体数	41	20	738	23	641	156	1,619
自治体総数	47	20	770	23	745	183	1,788

宣言率（宣言自治体数／自治体総数） 90.5%

会員率（会員自治体数／宣言自治体数） 20.0%

協力・監修 長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）

日本非核宣言自治体協議会事務局

〒852-8117 長崎市平野町7-8

T E L.095-844-9923 F A X.095-846-5170

<http://www.nucfreejapan.com>